

早めに対策、
準備しましょう！

受講料
無料

インボイス制度 と 改正電子帳簿保存法 基礎講習会

令和5年10月から導入される消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）では、これまでの請求書等のままだと消費税の記載があっても、消費税上は消費税を支払ったと認められません。

また、令和4年1月から導入された改正電子帳簿保存法では、電子取引により受け取った請求書等が電子データの場合、法人税及び所得税上は紙での保存が認められず、電子データでの保存が義務化されました（令和4年度の税制改正にて2年間の宥恕（ゆうじょ）規定が設けられました）。

いずれも請求書等の証憑の保存に関する改正であり、宥恕規定が無くなる時期でみればほぼ同時期に対応が求められます。多くの企業、個人事業者での業務フローは、証憑の管理・保管について、紙を前提に構築されているため、これらの改正の影響を受けることが予想されます。

インボイスと改正電帳法がそれぞれ求める証憑に係る課題を整理し、具体例をもとに実務上想定される論点にアプローチします。

令和4年 **7月13日** (水) **13:30~16:00**

会場 **白河商工会議所**

対象 **経営者、後継者、従業員**

(会員・非会員問わず)

定員 **会場20名・オンライン無制限**

内容

- I. 押さえておきたい消費税のポイント
- II. 押さえておきたいインボイス制度のポイント
- III. 免税事業者が考えなければならないこと
- IV. 消費税課税区分と算定方法の選択
- V. 押さえておきたい改正電帳法のポイント
- VI. 実務が変わる

税理士
金子 真一



岐阜県出身。広島大学経済学部経済学科卒業。

1992年東洋信託銀行（現三菱UFJ信託銀行）に入社し、主に銀行の経理業務を担当。2002年住友信託銀行（現三井住友信託銀行）に移り、主に銀行の税務業務を担当。東京国税局、大阪国税局の税務調査対応は源泉税、印紙税や反面調査を含め2ケタに及ぶ。20年以上に及ぶ受験勉強を経て税理士資格を取得し、2019年9月50歳を機に銀行を退職。同年10月東京都目黒区にて金子真一税理士事務所を開業。TKC会員。

* 下記受講申込書をご記入の上、FAXまたはQRコードからお申込み下さい



新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- ・受講者はマスク着用をお願いいたします。
- ・当日に発熱や咳が出る場合は、受講をお控えください。
- ・今後の動向によっては中止や延期となる場合があります。
- ・講師もマスク着用で登壇いたします。

オンライン参加の場合

- 別途ご案内する配信用URLよりアクセスしてください。（Zoomを使用いたします）
- ※配信用URLは、申込書にご記入いただいたメールアドレスにご案内いたします。

白河商工会議所 行

FAX: 0248-22-1300

インボイス制度と改正電子帳簿保存法基礎講習会 受講申込書

事業者名		参加方法	会場・オンライン
受講者名		mail	
所在地		TEL	
		FAX	

* ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、目的以外には使用しません。